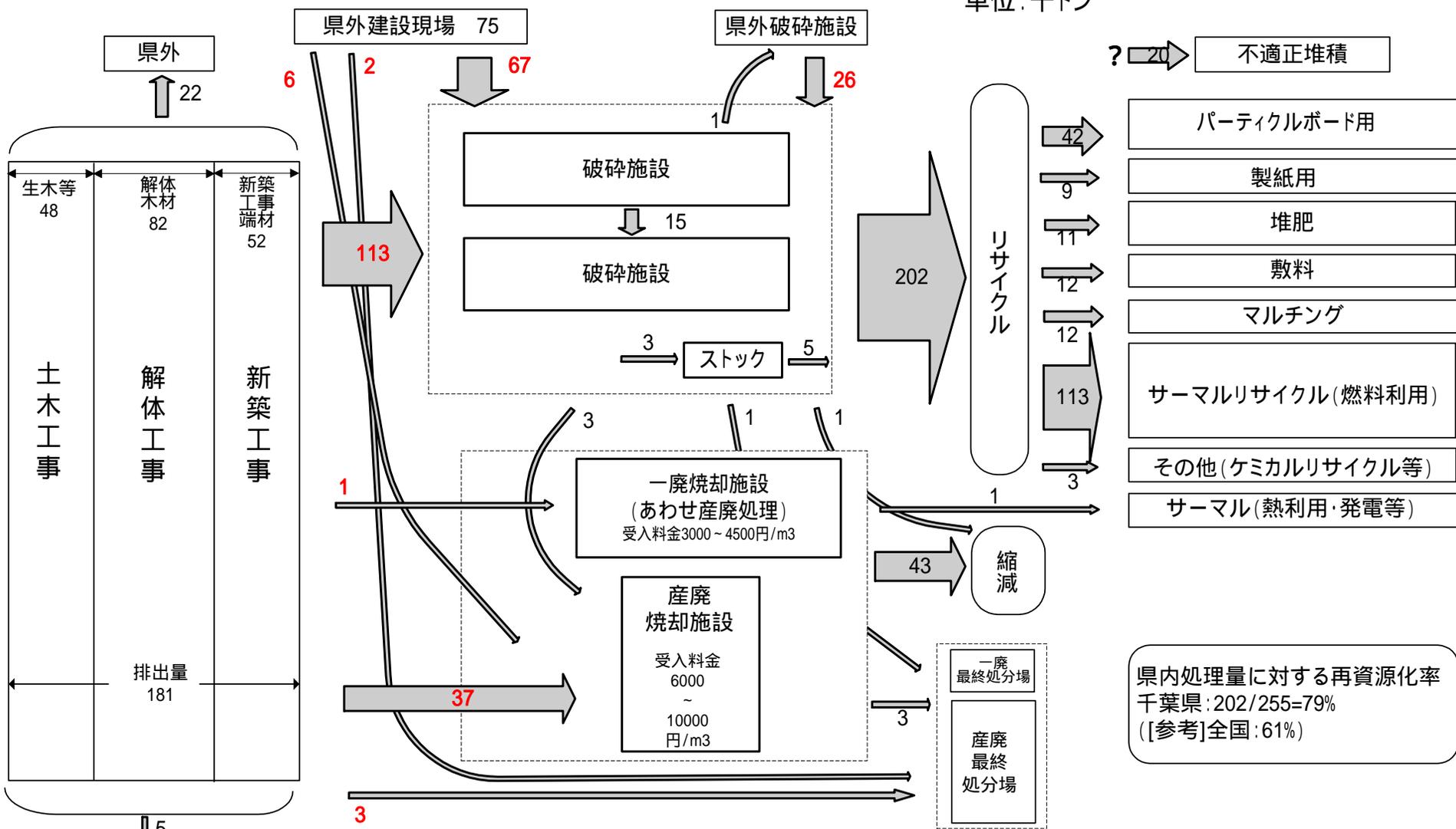


# 建設発生木材の千葉県内処理フロー (平成14年度)

単位:千トン



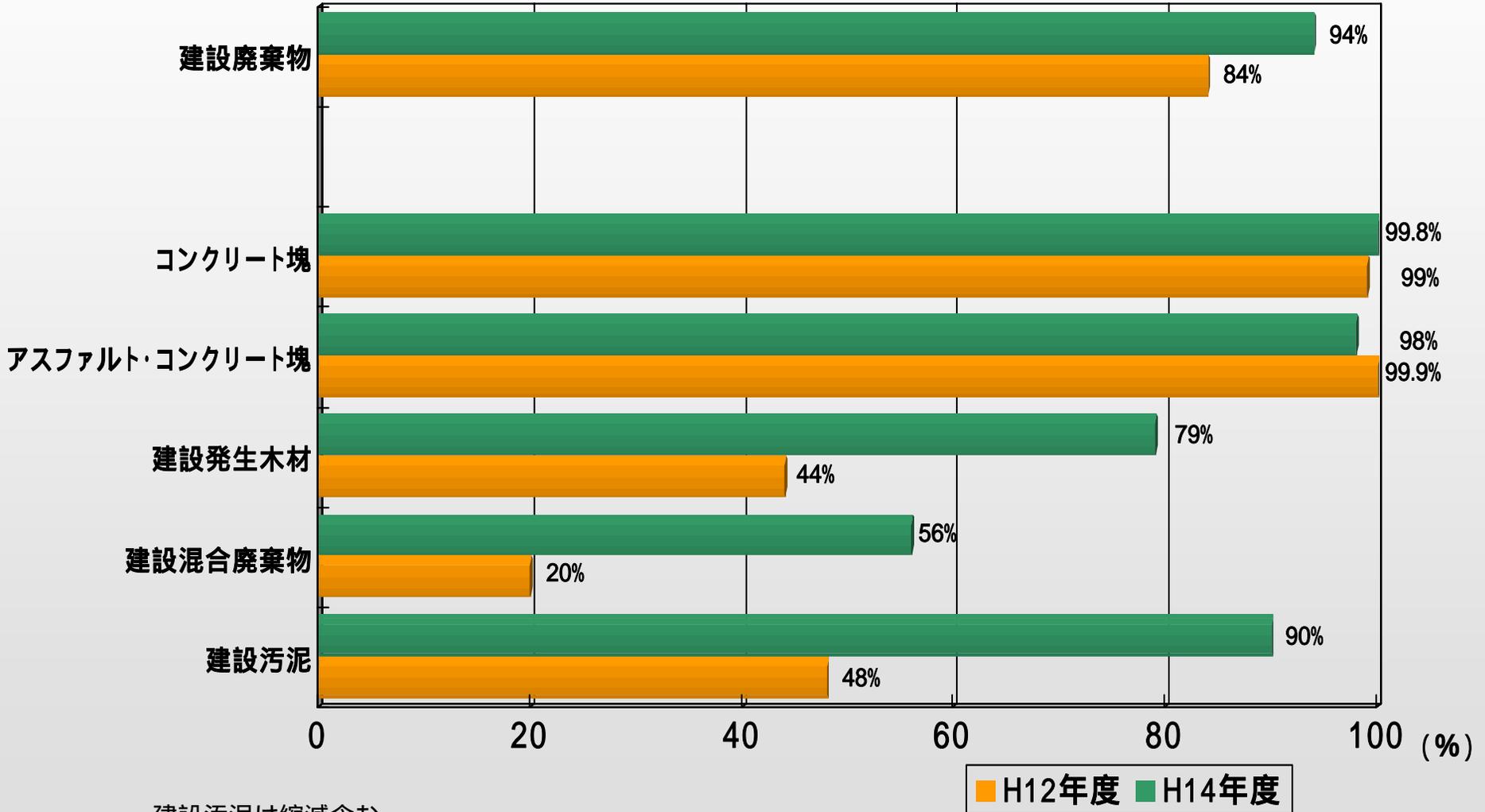
注1) 四捨五入の関係で合計があわない場合がある。  
 注2) 受入料金は公表価格

数値は、千葉WGアンケート調査及びH14センサスより作成

**千葉県内処理量(H14) = 6+2+67+26+113+1+37+3=255**

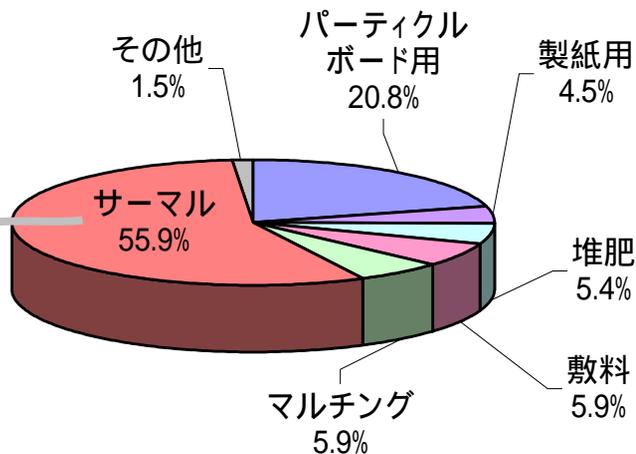
県内処理量に対する再資源化率  
 千葉県: 202/255=79%  
 ([参考]全国: 61%)

# 建設リサイクルの現状 (千葉県、品目別再資源化率、平成14年度)

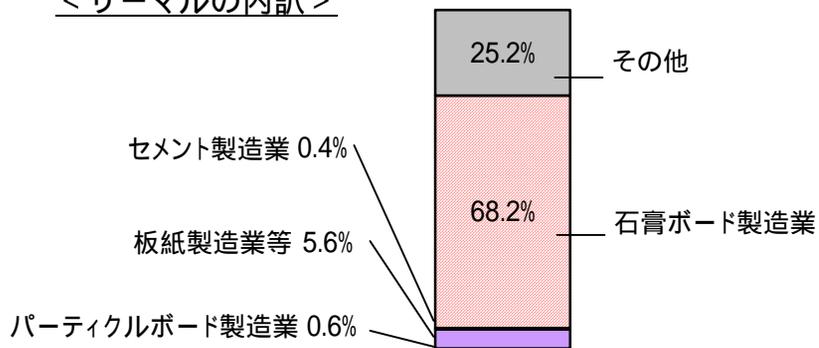


# 建設発生木材の破砕施設からの出荷先(用途別)

## [千葉県]

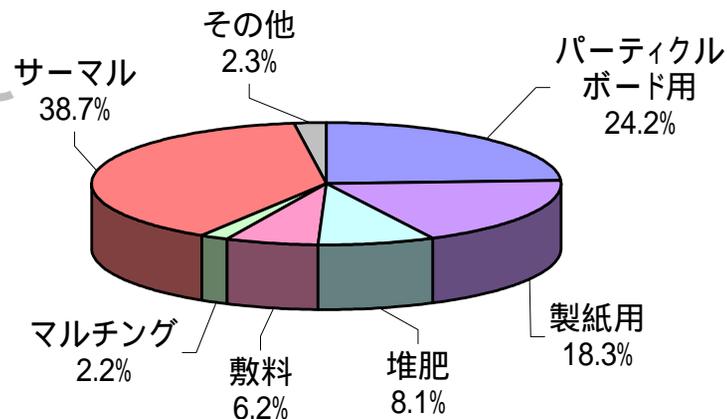


### <サーマルの内訳>

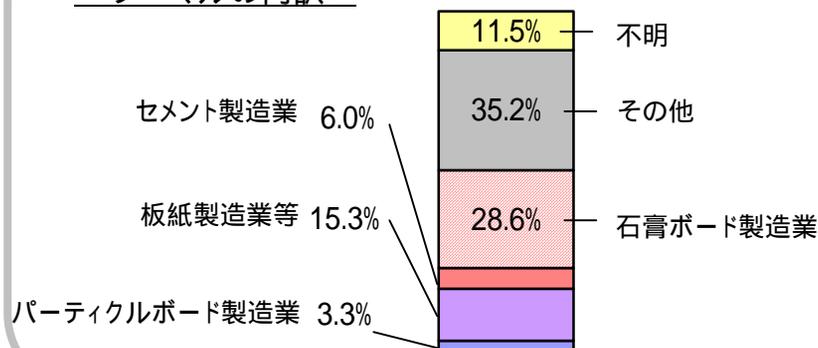


再資源化量[千葉県] 202千トン

## [全国]



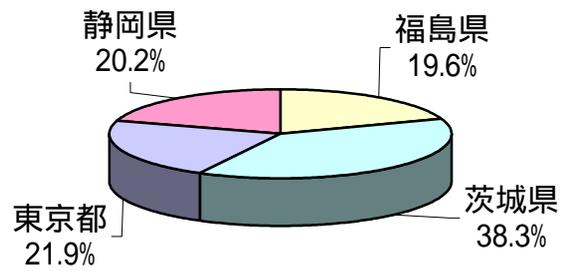
### <サーマルの内訳>



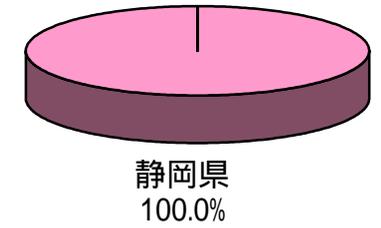
再資源化量[全国] 2,836千トン

注)再資源化量はH14センサスより、破砕施設からの出荷量の全国値はH12環境省調査及び千葉WGアンケート調査より

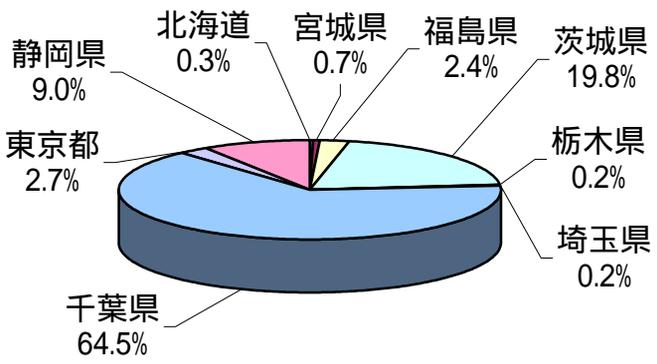
# 千葉県における建設発生木材の破砕施設からの出荷先(都道府県別)



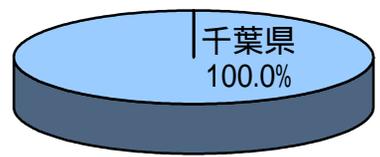
出荷量(パーティクルボード) 42千トン



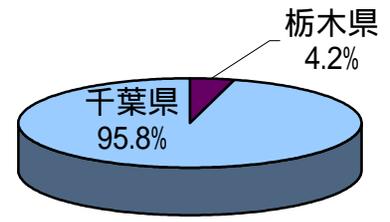
出荷量(製紙) 9千トン



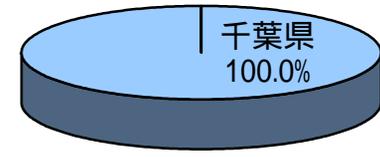
出荷量(合計) 202千トン



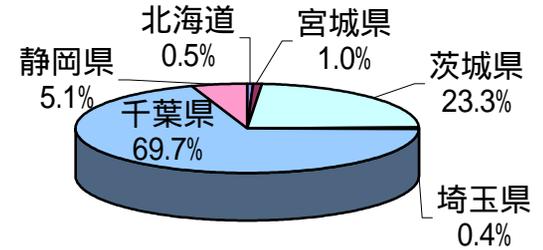
出荷量(堆肥) 11千トン



出荷量(敷料) 12千トン



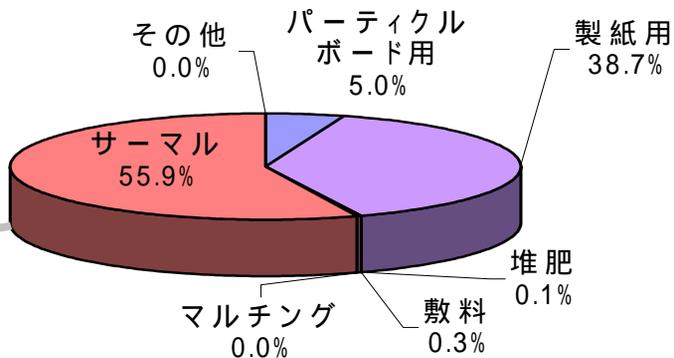
出荷量(マルチング) 12千トン



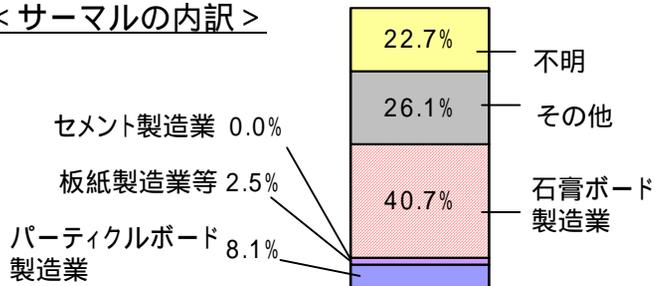
出荷量(サーマル) 113千トン

# 建設発生木材の破砕施設からの出荷先(用途別)

## [静岡県]

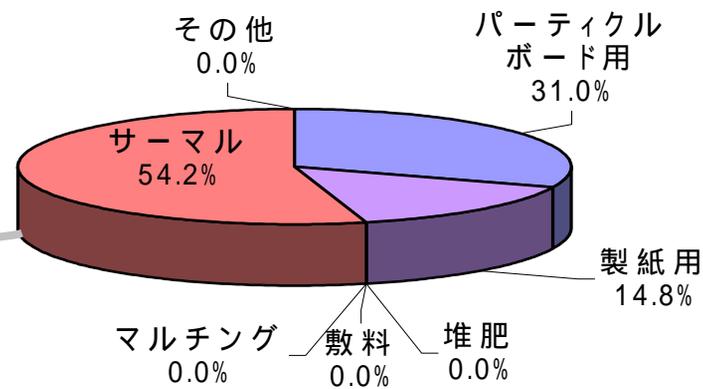


### <サーマルの内訳>

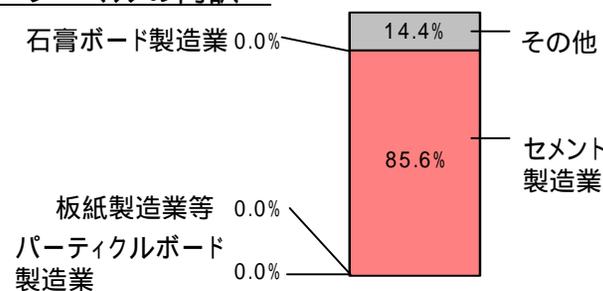


再資源化量[静岡県] 140千トン

## [富山県]



### <サーマルの内訳>



再資源化量[富山県] 35千トン

注)再資源化量はH14センサス、破砕施設からの出荷量は平成12年度環境省調査データ、ただし富山県のサーマルの内訳はH14国土交通省北陸地方整備局調査より

## 千葉県内における建設発生木材の不法投棄現場

	堆積場所（市町村）	堆積量（m <sup>3</sup> ）
1	市原市	7,300
2	〃	40,000
3	〃	12,000
4	野田市	1,000
5	佐倉市	59,000
6	佐倉市	500
7	印西市	12,000
8	干潟町	2,000
9	飯岡町	1,722
10	長南町	10
11	〃	5,000
12	鴨川市	300
13	袖ヶ浦市	7,000
14	君津市	100
15	大多喜町	150
	計	148,082

市町名は、本表時点（H16.3）の名称

（千葉県調査結果、平成16年3月現在）

## 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成14年千葉県条例第3号)

### 第八条(廃棄物処理票)

産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。 )第二条第四項に規定する産業廃棄物をいい、法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物を含むものとする。以下同じ。 )を排出する事業者は、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理する場合は、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類及び数量、排出する事業場及び処理する場所の位置及び名称その他規則で定める事項を記載した処理票(以下「廃棄物処理票」という。 )を作成し、これによる処理を行うことにより当該産業廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確にしなければならない。

## 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成14年千葉県規則第72号)

### 第三条(廃棄物処理票の作成)

条例第八条の規定による廃棄物処理票の作成は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 当該産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
- 二 当該産業廃棄物の運搬先が二以上である場合にあっては、運搬先ごとに作成すること。
- 三 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が二以上である場合にあっては、車両ごとに作成すること。

## 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成14年千葉県規則第72号)

### 第四条(廃棄物処理票の記載事項)

条例第八条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。 )の氏名又は名称及び住所
- 二 排出事業者が中間処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。 )第十二条第三項に規定する中間処理業者のうち、法第十四条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者及び法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。 )である場合にあっては、廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業場(以下「排出事業場」という。 )に係る許可をした行政庁の名称及び許可番号
- 三 排出事業者が建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けて建設業を営む者をいう。第十五条第四項第二号において同じ。 )である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
- 四 排出事業者が解体工事業業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号。以下「建設リサイクル法」という。 )第二十一条第一項の規定による登録を受けて解体工事業を営む者をいう。第十五条第四項第三号において同じ。 )である場合にあっては、排出事業場に係る登録をした行政庁の名称及び登録番号
- 五 排出事業場が建設工事現場(建設業法第二条第一項に規定する建設工事が行われている場所をいう。 )である場合にあっては、当該建設工事現場に係る建設工事の注文者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

# 千葉県における不適正処理に対する取組み(2/2)

## 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する 条例施行規則(千葉県規則第72号)

- 六 排出事業場が建設リサイクル法第十条第一項の規定による届出が必要な事業場である場合にあっては、当該届出をした行政庁の名称
  - 七 産業廃棄物の荷姿
  - 八 産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号
  - 九 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名
  - 十 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合における当該積替え又は保管を行う場所が条例第十二条第一項第三号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る許可番号
  - 十一 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う場所に法第十五条第一項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設又は条例第十二条第一項第一号若しくは第二号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設がある場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る許可番号
- 2 廃棄物処理票の様式は、別記第一号様式によるものとする。

## 廃棄物処理票

(表) 廃棄物処理票

発出票	種類 出るとは名称	数量	荷姿
排出事業場の名称	住所	許可(登録)行政庁の名称 許可(登録)番号	建設リサイクル法による届出が必要な事業場である場合は 届出番号
	電話番号		
中間処理業者の名称	住所	許可(登録)行政庁の名称 許可(登録)番号	建設リサイクル法による届出が必要な事業場である場合は 届出番号
	電話番号		
運搬業者の名称	住所	運搬業者の名称 運搬業者の住所	運搬業者の名称 運搬業者の住所
	電話番号		
積替え又は保管を行う場所の名称	住所	許可(登録)行政庁の名称 許可(登録)番号	建設リサイクル法による届出が必要な事業場である場合は 届出番号
	電話番号		
交付年月日・時刻	年月日	時刻	年月日
運搬完了年月日・時刻	年月日	時刻	年月日
積替え完了年月日・時刻	年月日	時刻	年月日
発出事業者の名称	住所	発出事業者の名称	住所
運搬業者の名称	住所	運搬業者の名称	住所
積替え業者の名称	住所	積替え業者の名称	住所

## 循環型地域社会の形成に関する条例 (平成14年岩手県条例第73号)

### 第21条(建設資材廃棄物の適正処理)

- 4 対象建設工事の受注者又は建設リサイクル法第9条第1項の自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに、当該工事により生ずる建設資材廃棄物の処理方法等(分別解体を除く。)について、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 6 知事は、第4項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る事項が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し届出に係る事項の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 7 国の機関、地方公共団体又は国の機関若しくは地方公共団体が発注しようとする対象建設工事の受注者は、第4項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。

## 循環型地域社会の形成に関する条例 施行規則(岩手県規則第22号)

### 第14条(建設資材廃棄物の処理方法等の届出等)

- 2 条例第21条第4項の届出は、建設資材廃棄物処理方法等届出書(様式第4号)により行わなければならない。

## 建設資材廃棄物処理方法等届出書

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

地方振興局長  
様  
市長

届出者 氏名  
住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名)  
郵便番号  
電話番号

### 建設資材廃棄物処理方法等届出書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等が完了する予定年月日
- 4 再生、処分等の方法  
(1) 処分を委託する場合

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建設資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。
  - 3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

### (2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。
  - 3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。
- (3) その他
- 5 再生、処分等に要する費用

注 各欄に、その記載事項の全てを記載できないときは、各々の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領(平成16年12月2日技管第99号県土整備部長通知)

## 第3条(指定事業者の登録)

神奈川県県土整備部が発注する建設工事によって生ずる建設発生木材等の再資源化をしようとする者は、この要領に基づき指定事業者の登録を受けなければならない。

## 第5条(登録要件)

指定事業者の登録を受けようとする者は、次の要件をそなえなければならない。

(1)建設発生木材等の再資源化について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第14条第6項の産業廃棄物処分量の許可及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設設置の許可、同法第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)の許可又は同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の合併(分割)の認可を受けていること。

(2)塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能なものを除き、登録を受けようとする者の再資源化施設の受入基準に基づき受け入れた建設発生木材等を再資源化していること。

(3)再生原材料の安定的な出荷先を現に確保していること及び出荷先の基準に従い品質、規格等について適正に管理していること。

(4)登録を受けようとする者の再資源化施設において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第2号に定める産業廃棄物処理基準に適合した処分が行われていること。

(5)建設発生木材等及び処理した再生原材料の保管場所が十分に確保され、品目ごとに適正に保管されていること。

(6)建設発生木材等の再資源化を前提とした処分料は神奈川県県土整備部が積算に用いる設計単価を基準とすること。ただし、建設発生木材等の受取場所は登録を受けようとする者の再資源化施設とする。

## 第6条(登録申請)

第3条による登録を受けようとする者は、建設発生木材等再資源化指定事業者登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて県土整備部長に提出しなければならない。

(1)第5条第1号の規定による許可証等の写し

(2)建設発生木材等の受入基準(品目)

(3)再生原材料の品目

(4)再資源化施設の物質収支を示す図書及び再生原材料の出荷先になる事業者との受入に係る契約書の写し

(5)塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能な建設発生木材等が混入した場合、当該建設発生木材等が適正に処理されていることを示す書面

(6)位置図、平面図、敷地面積(全体敷地面積及び再資源化施設に係る敷地面積)

(7)保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真

(8)プラントを構成する機械類の明細(能力、形式等)

(9)建設発生木材等の再資源化及び再生原材料の出荷実績

(10)廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者及び品質管理責任者の名簿並びに品質管理方法

(11)商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本の写し(申請前1箇月以内のもの。)

(12)その他県土整備部長が必要と認める書類

2 県土整備部長は、前項の申請に基づき指定事業者の登録をしたときは、建設発生木材等再資源化指定事業者登録証(第2号様式)を交付する。

3 第1項の申請の受付場所は技術管理課とし、受付期日その他必要な事項は別に定める。

## 第12条(報告の義務)

指定事業者は、指定施設での前年度の建設発生木材等の受け入れ量、再生原材料の出荷量等を4月末日までに集計し、建設発生木材等受入・出荷状況表(第6号様式)により技術管理課長に報告しなければならない。

# 神奈川県における事前登録制度 (2 / 2)

## 建設発生木材等再資源化指定事業者登録申請書

## 建設発生木材等受入・出荷状況表

第1号様式(第6条関係)

### 建設発生木材等再資源化指定事業者登録申請書

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に基づき、建設発生木材等再資源化指定事業者として登録を受けたいので、次の資料を添えて申請します。

年 月 日

神奈川県県土整備部長 様

所在地

商号又は名称

代表者

印

施設所在地

施設名称

施設責任者

施設連絡先電話番号

- (1) 第5条第1号に係る許可証等の写し
- (2) 建設発生木材等の受入基準(品目)
- (3) 再生原材料の品目
- (4) 再資源化施設の物質収支を示す図書及び再生原材料の出荷先になる事業者との受入れに係る契約書の写し
- (5) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能な建設発生木材等が混入した場合、当該建設発生木材等が適正に処理されていることを示す書面
- (6) 位置図、平面図、敷地面積(全体敷地面積及び再資源化施設に係る敷地面積)
- (7) 保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真
- (8) プラントを構成する機械類の明細(能力、形式等)
- (9) 建設発生木材等の再資源化及び再生原材料の出荷実績
- (10) 廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者及び品質管理責任者の名簿並びに品質管理方法
- (11) 法人の登記事項証明書の写し(申請前1箇月以内のもの。)

#### 申請事業者・担当者の連絡先

担当者名	
担当者所属	
所在地	
電話番号	
FAX番号	

第6号様式(第12条関係)

### 建設発生木材等受入・出荷状況表( 年度分 )

事業者名

作成責任者

作成年月日

受入状況

(単位:トン・m<sup>3</sup>) ※1

解体木くず	トン・m <sup>3</sup>
伐木材	トン・m <sup>3</sup>
伐根材	トン・m <sup>3</sup>
その他 ※4	トン・m <sup>3</sup>
合計 ※2	トン・m <sup>3</sup>

出荷状況

出荷量

	トン・m <sup>3</sup> ( % )
製紙原料用チップ	トン・m <sup>3</sup> ( % )
木質ボード原料用チップ	トン・m <sup>3</sup> ( % )
燃料用チップ	トン・m <sup>3</sup> ( % )
敷料・堆肥原料用チップ	トン・m <sup>3</sup> ( % )
サーマルリサイクル(発電)	トン・m <sup>3</sup> ( % )
単焼焼却 ※3	トン・m <sup>3</sup> ( % )
その他 ※4	トン・m <sup>3</sup> ( % )
合計 ※2	トン・m <sup>3</sup> ( 100% )

これら再生原材料から最終的に生産される製品名等を把握している場合は、その製品名及び製造メーカー名

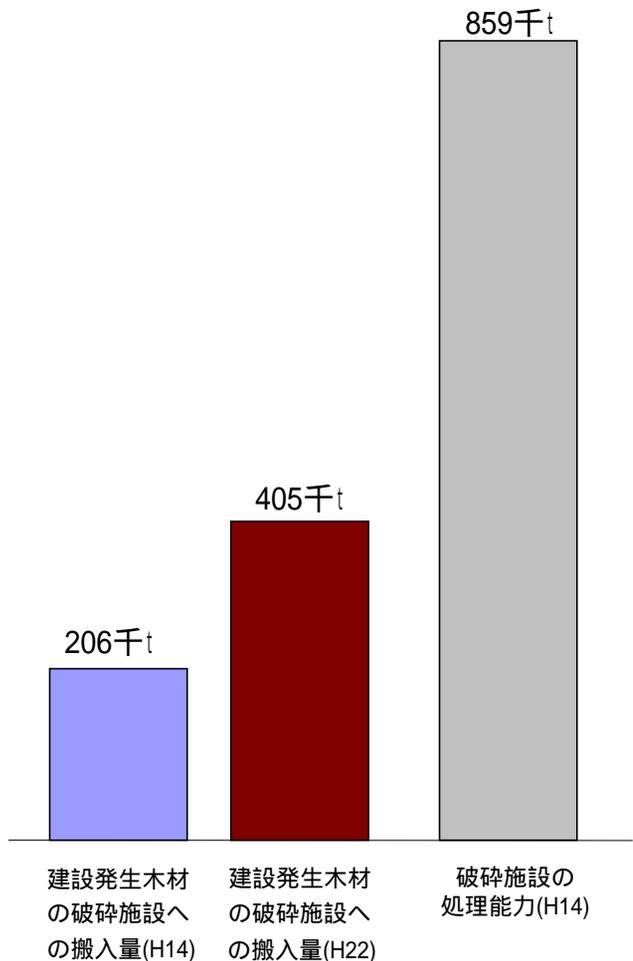
※1 単位は、トン又はm<sup>3</sup>を選んでください。

※2 受入の合計と、出荷の合計は一致します。

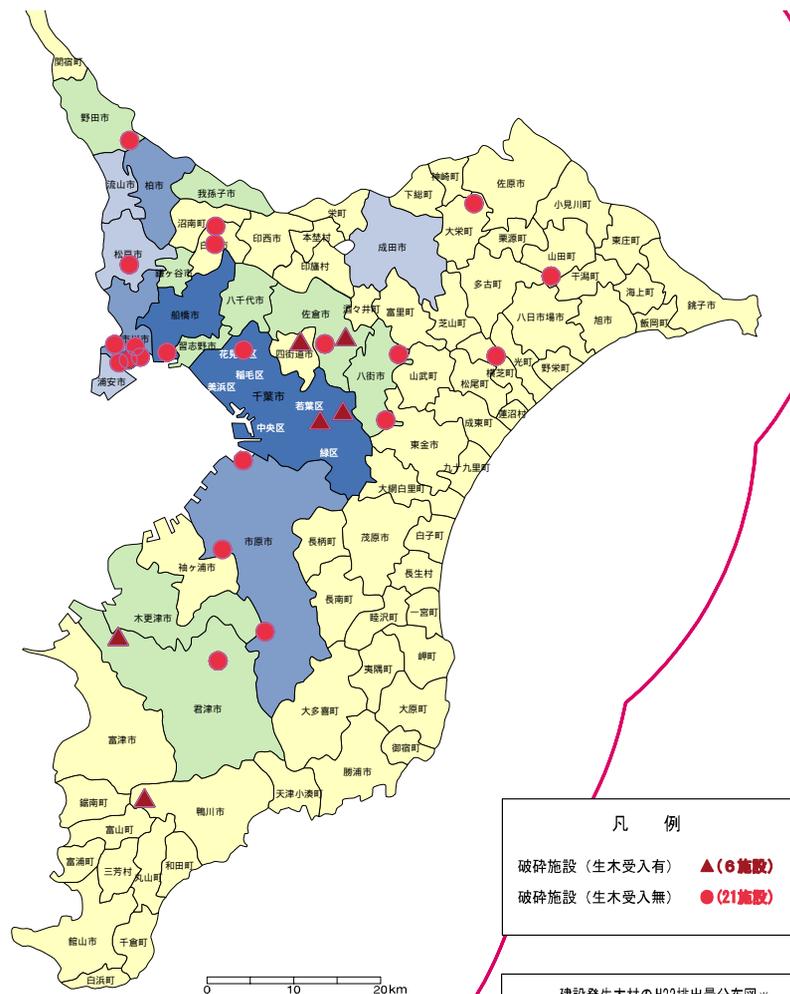
※3 ただし、本要領においては再資源化困難物の単焼焼却のみを認めています。

※4 その他の内容を記入してください。

# 建設発生木材の破砕施設の処理能力と立地状況



注) 処理能力は施設の年間稼働日数を300日として1日の処理能力から求めた。

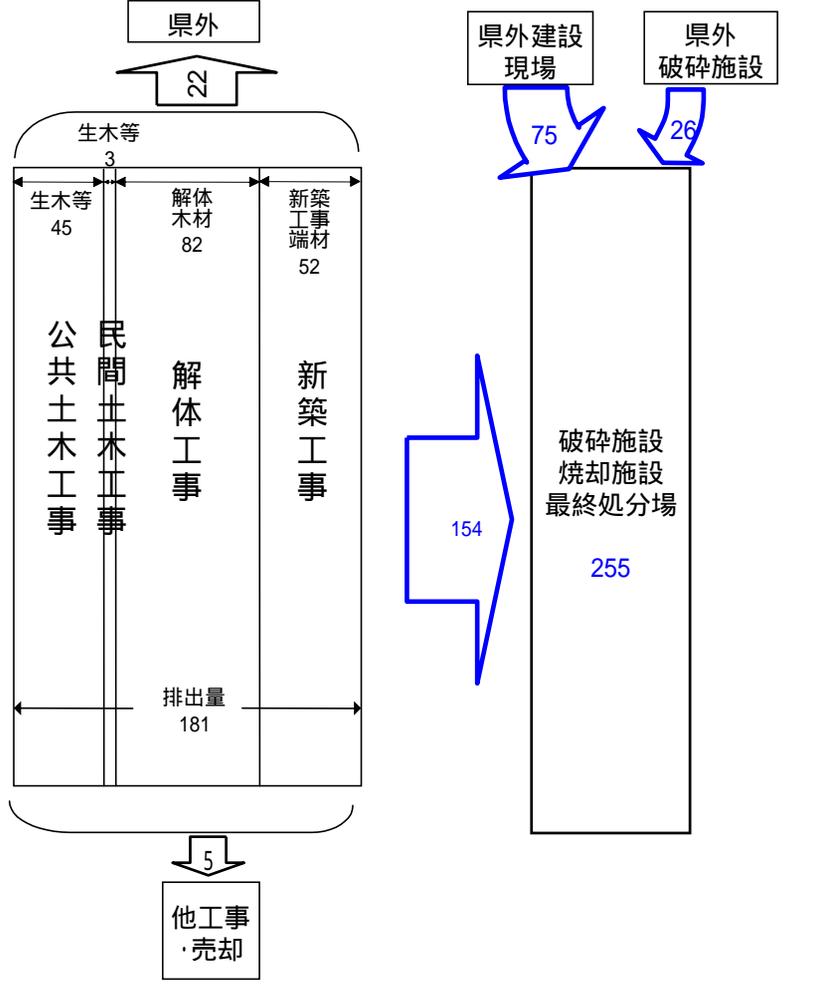


※市町村別建設発生木材排出量は、H22排出量予測値の県全体値を市町村別比率を用いて按分した。  
市町村別比率は、建築工事(新築・解体)については「平成14年度建築統計年報」の着工床面積、  
土木工事については「平成14年度市町村別決算状況調」によった。

# 千葉県内の建設発生木材の将来予測の考え方

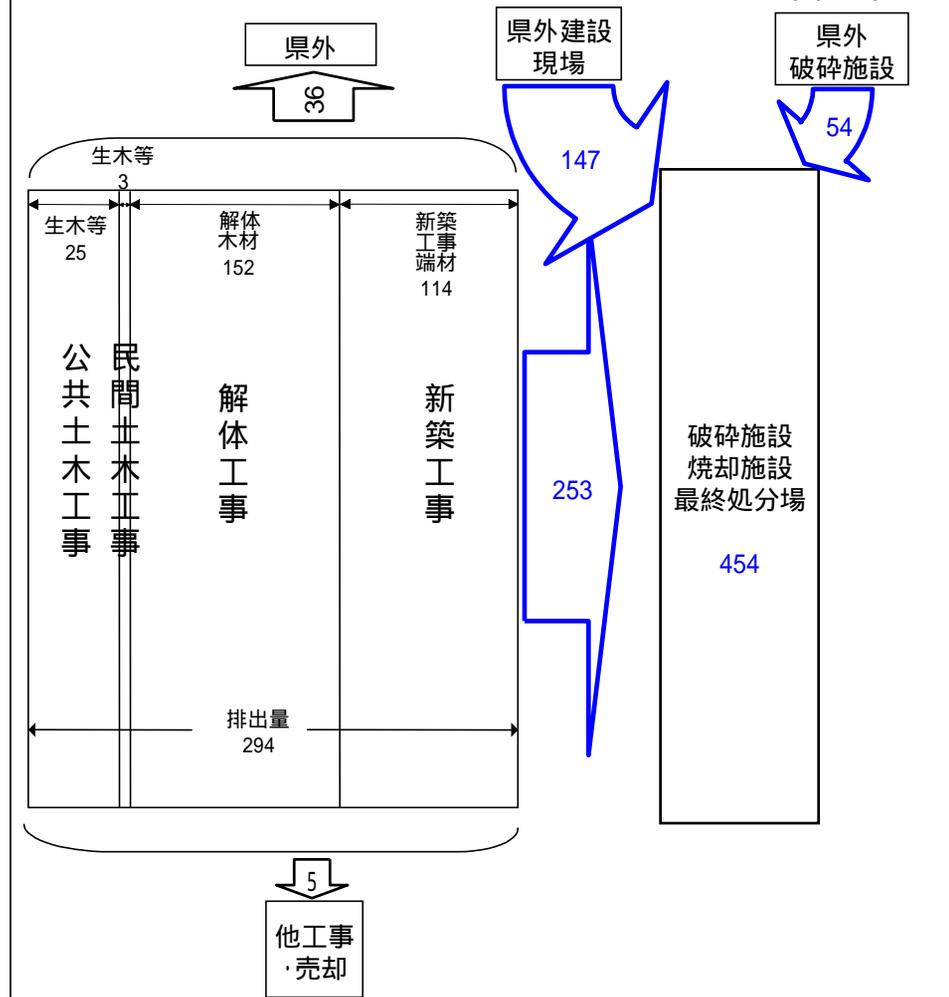
H14現状

単位:千トン



H22予測

単位:千トン



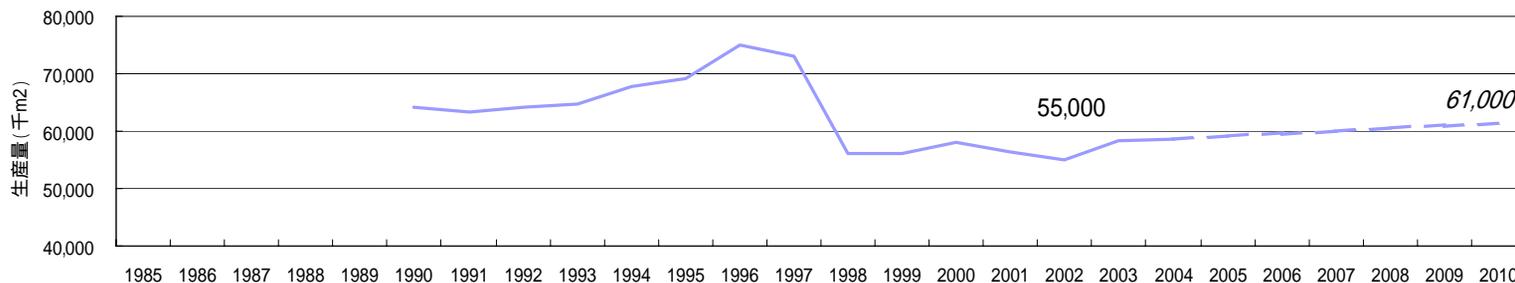
千葉県内での処理量(H14)  
 = 75+26+154  
 = 255千トン

約80%増

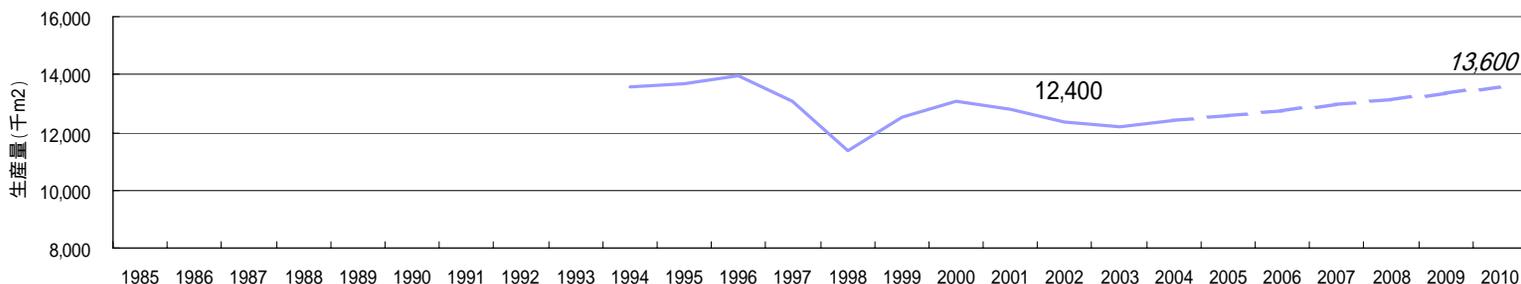
千葉県内での処理量(H22)  
 = 147+54+253  
 = 454千トン

# 木材チップ需要施設の現状と将来予測

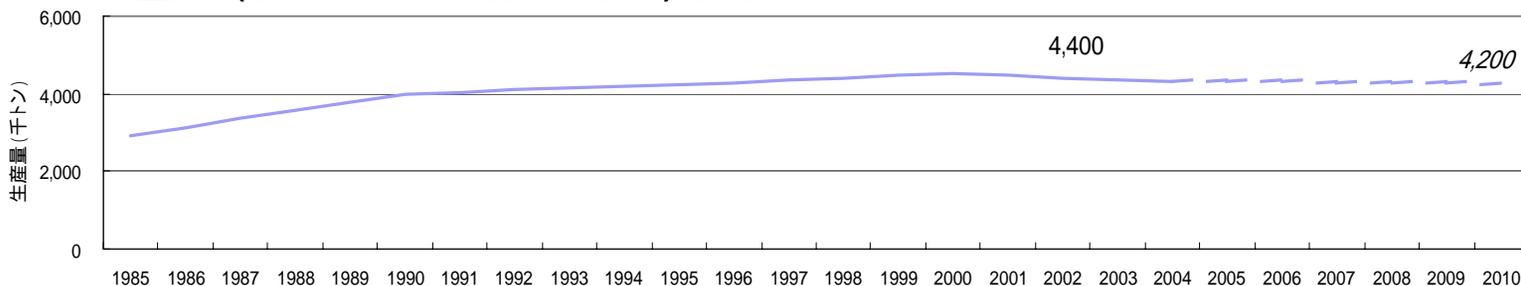
石膏ボード生産量(燃料利用の需要量の指標)・千葉県



パーティクルボード生産量(ボード原料利用の需要量の指標)・茨城県・東京都



紙・板紙生産量(製紙原料利用の需要量の指標)・静岡県



注)

数値はH14指標値とH22指標値(斜体)。

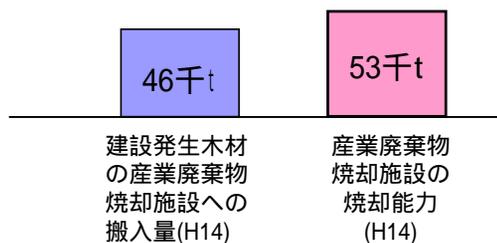
将来予測については、上記データの直近5年間の伸び率で2010年まで推移するものとして推計した。

「石膏ボード生産量」は窯業建材統計年報及び石膏ボード工業会統計による全国値を都道府県別の工場数で按分して求めた。

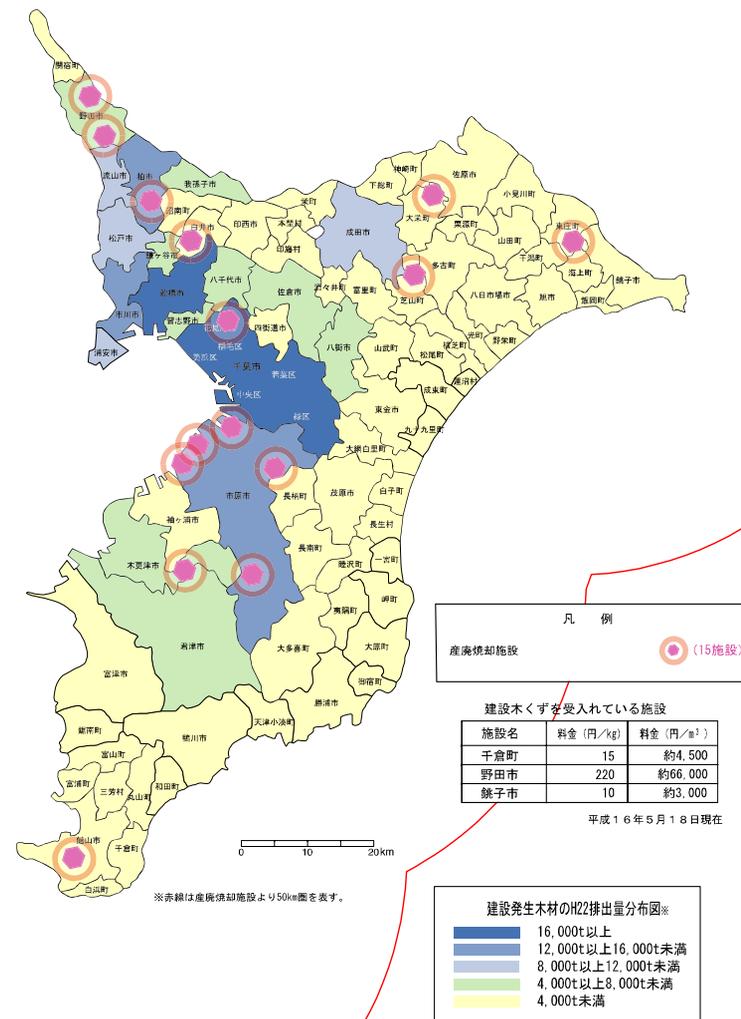
「パーティクルボード生産量」は窯業建材統計年報の全国値を、日本繊維板工業会による会社別生産量(平成13年度)で按分して求めた。

「紙・板紙生産量」は経済産業省紙パルプ統計の全国値を、日本製紙連合会の平成13年度紙板紙統計年報の工場別の生産量で按分して求めた。

# 建設発生木材の産業廃棄物焼却施設の処理能力と立地状況



注) 処理能力は施設の年間稼働日数を300日として1日の処理能力から求めた。



※市町村別建設発生木材排出量は、H22排出量予測値の県全体値を市町村別比率を用いて按分した。市町村別比率は、建築工事(新築・解体)については「平成14年度建築統計年報」の着工床面積、土木工事については「平成14年度市町村別決算状況調」によった。

# 千葉県での建設発生木材の一般廃棄物焼却施設(合わせ産廃処理)での処理能力

## 合わせ産廃処理に関する法的 位置づけ等について

### 1. 廃棄物処理法における位置づけ

- 第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
- 2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

### 2. 市町村での対応(5パターン)

条例において、産業廃棄物を処理することとし、具体的に種類まで規定している  
(規則において定めているものを含む)

例：成田市(お札製造時に出る端材)  
条例において、産業廃棄物を処理できるものとし、具体的な種類は告示又は指定すると規定し、実際に告示・指定している

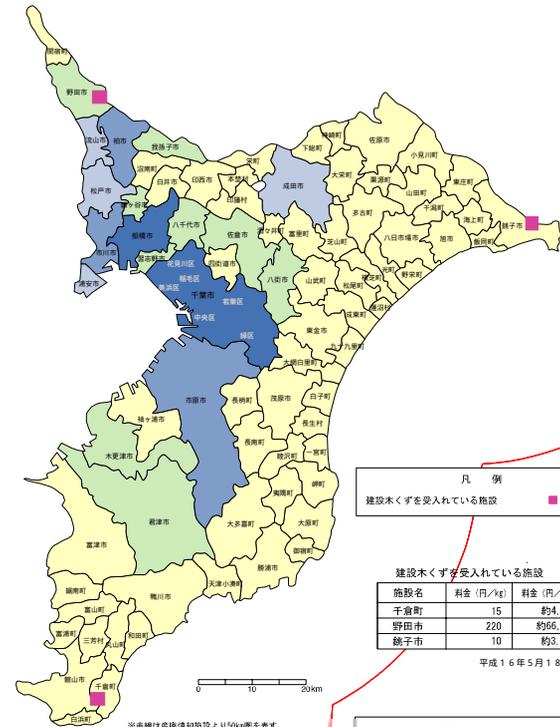
例：松戸市(リフォーム等端材)  
条例において、産業廃棄物を処理できるものとし、具体的な種類は告示又は指定すると規定し、実際には告示・指定していない

例：船橋市  
条例において、産業廃棄物を処理できるものとし、具体的な種類は告示又は指定すると規定し、実際には告示・指定しているかどうか不明

例：野田市、銚子市、千倉町  
条例において、産業廃棄物を処理できることを規定していない  
(すなわち、産業廃棄物を処理しない)

例：市川市、鎌ヶ谷市、印西市、茂原市、御宿町

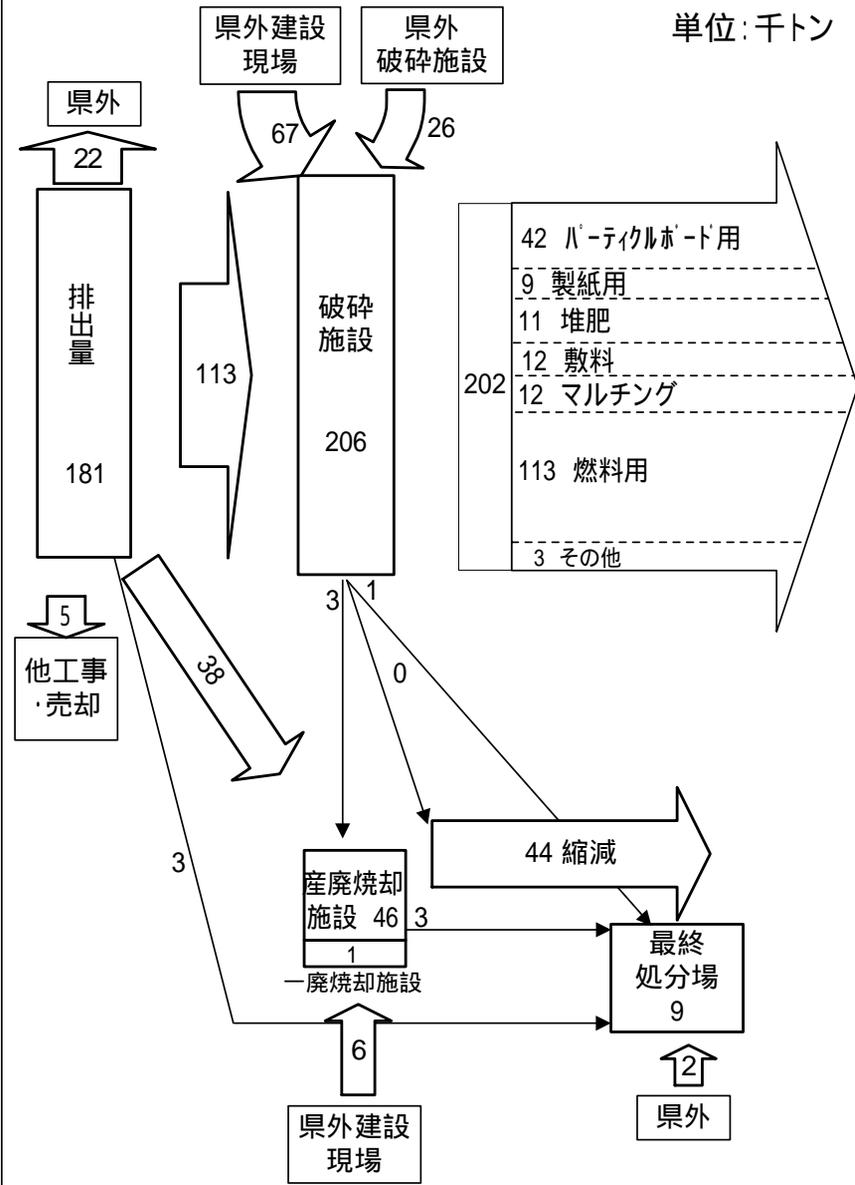
## 木くずを受け入れている一般廃棄物焼却施設



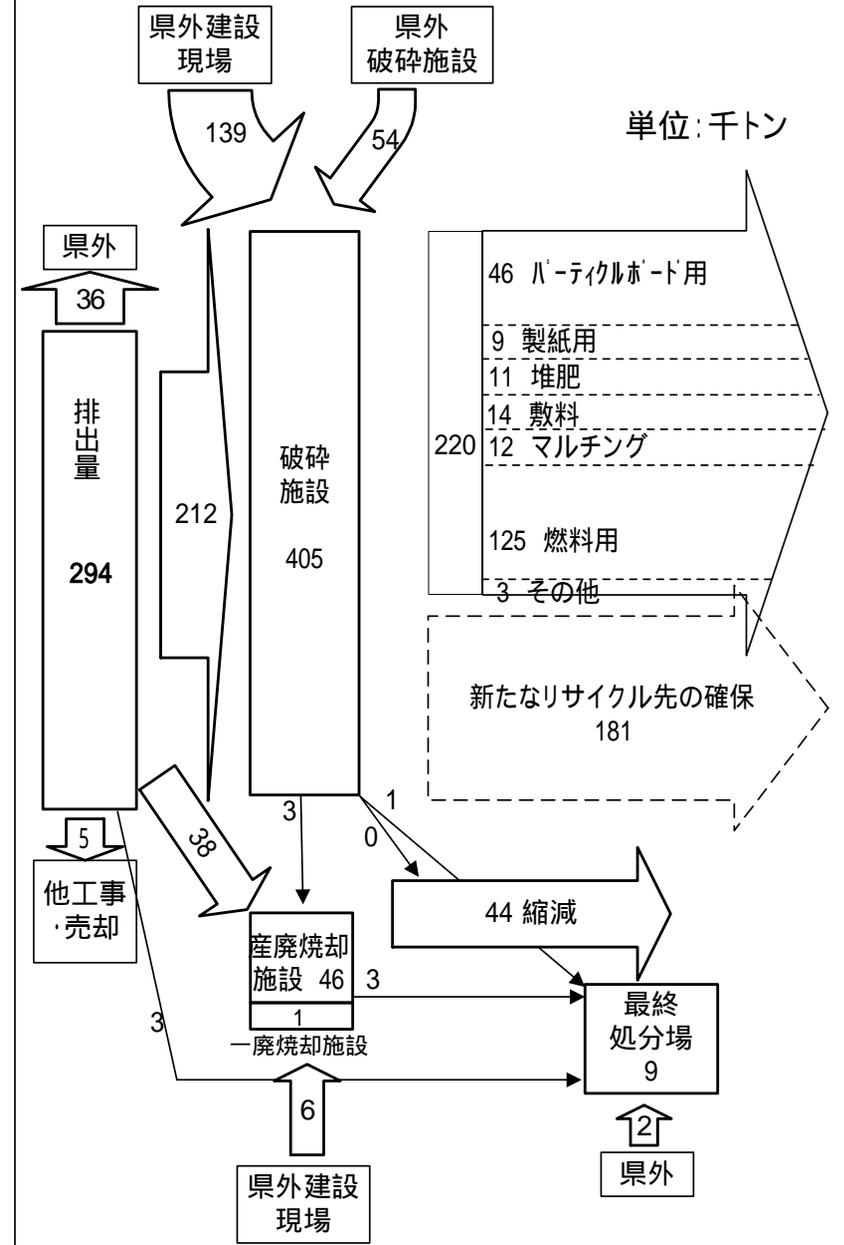
※市町村別建設発生木材排出量は、H22排出量予測値の県全体値を市町村別比率を用いて推分した。市町村別比率は、建築工事(新築・解体)については「平成14年度建築統計年報」の竣工棟面積、土木工事については「平成14年度市町村別決算状況調」によった。

# 千葉県内の建設発生木材の将来予測

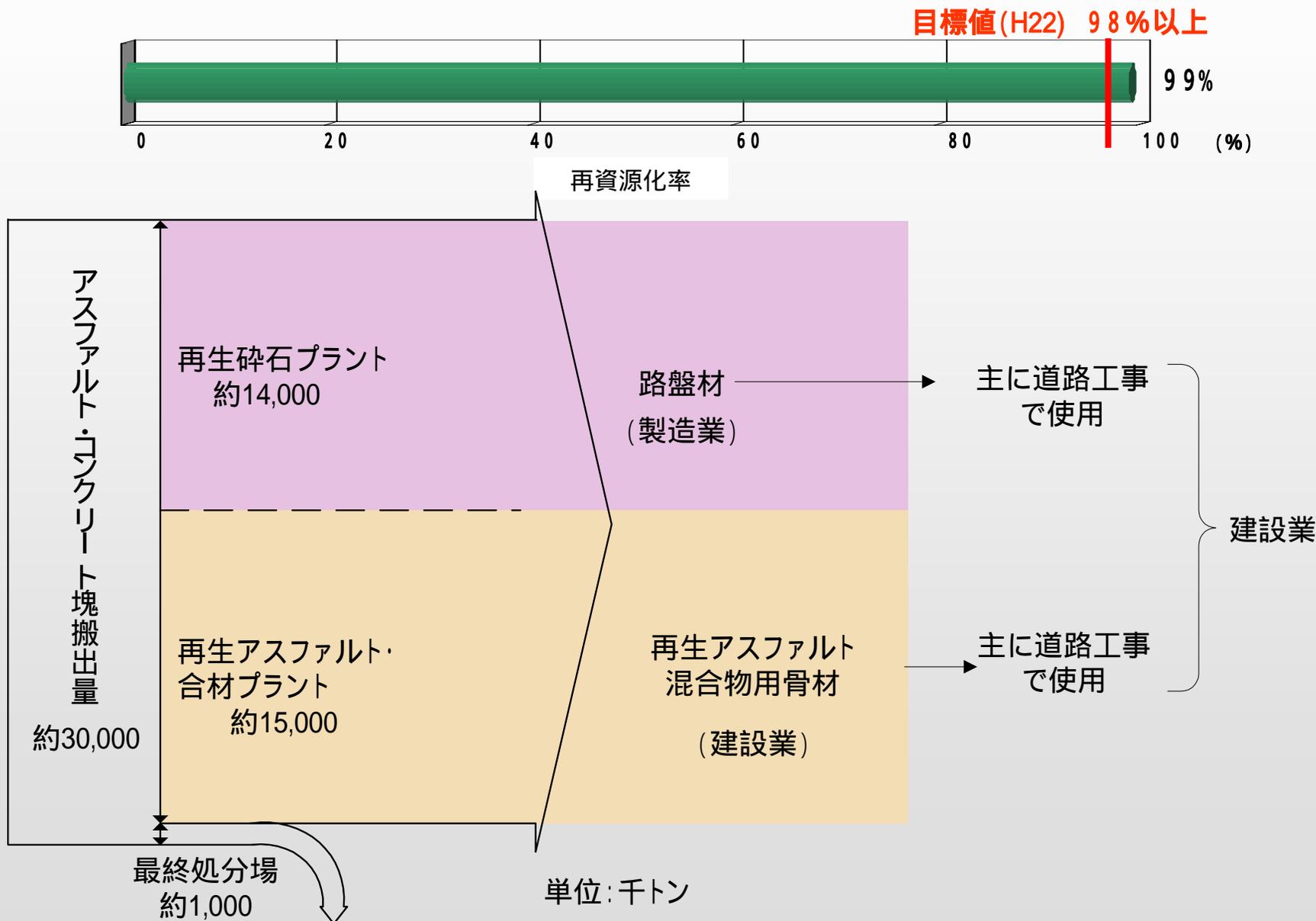
H14現状



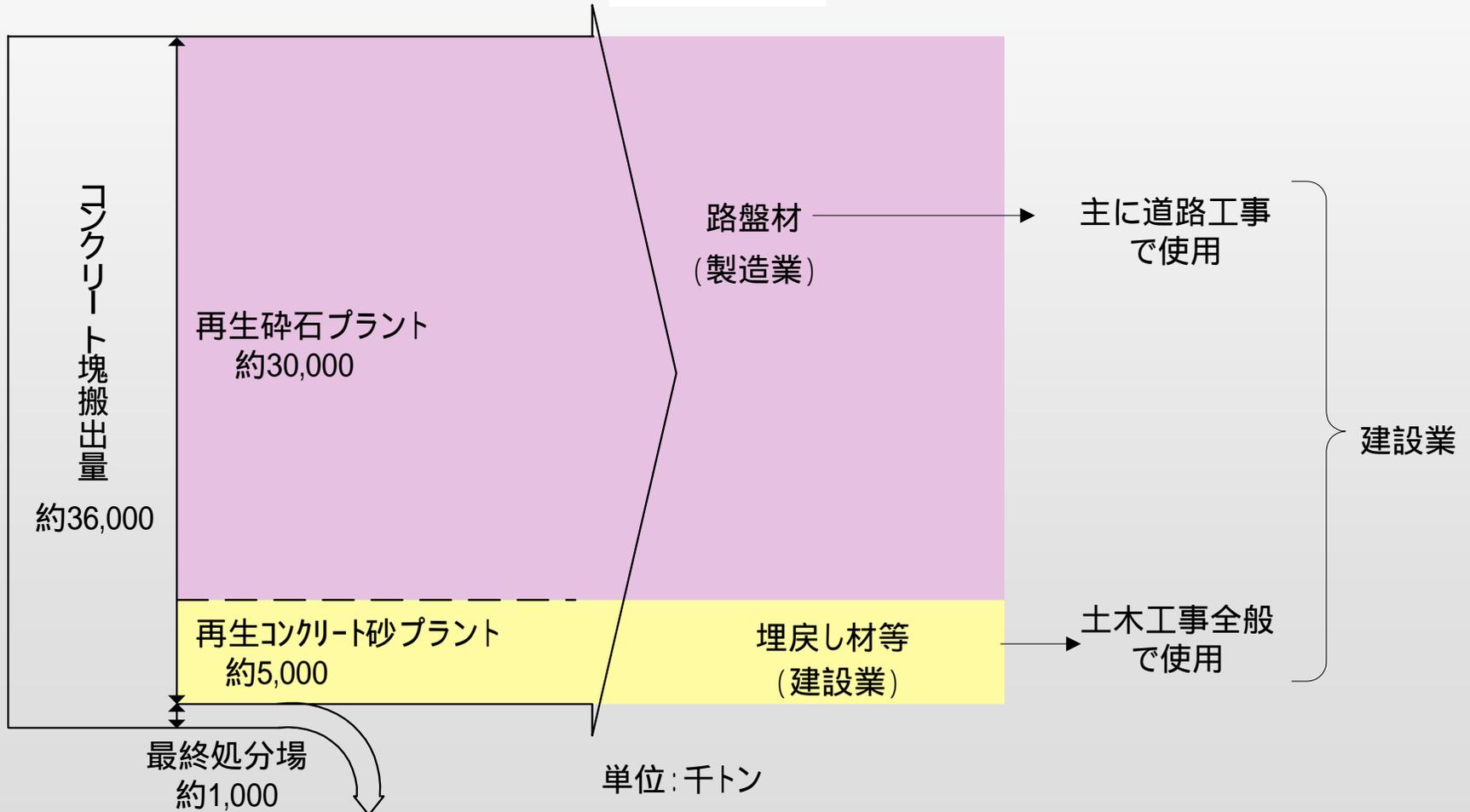
H22予測



# アスファルト・コンクリート塊の再資源化(全国、平成14年度)



# コンクリート塊の再資源化 (全国、平成14年度)



# 建設発生木材の再資源化 (全国、平成14年度)

